

軽自動車税種別割 納税通知書を発送します

市民税課 ☎229-3129 FAX229-3331

■納期限は6月2日(月)

軽自動車税種別割納税通知書を5月1日(木)に発送します。軽自動車税種別割は、毎年4月1日時点の車両所有者に年額がかかります。4月2日以降に廃車や名義変更を行っても、納税通知書は4月1日時点の所有者に送付されます。

■車検用納税証明書について

軽JNKSの導入に伴い、車検(継続検査)時の車検用納税証明書の提示が原則不要となりました。なお、今年度から小型二輪も不要です。

紙の車検用納税証明書が必要になる場合

- 車両の前所有者に未納がある場合
- 軽自動車税種別割の納付後2週間程度
- 口座振替の直後(6月10日(火)頃まで) ※口座振替後の車検用納税証明書の送付は廃止
- 他市町村に引っ越しした年度
- 軽自動車を購入した年度

納税証明書について 収税課 ☎229-3135



無料相談の窓口一覧



地域連携課 ☎229-3105 FAX229-3366

法的な困りごとや、人権、交通事故、犯罪被害など、各分野の無料相談窓口と毎月の相談日を市ホームページでご案内しています。

無料相談窓口(一部抜粋)

内 容	相談日	問い合わせ
消費生活相談	平日 9時～12時、13時～16時	津市消費生活センター ☎229-3313
男女共同参画のための法律相談(要予約)	第2木曜日10時～12時、13時～15時	男女共同参画室 ☎229-3103
カウンセラー相談(予約優先)	第1～4火曜日13時～18時、第3金曜日17時～19時	女性相談室 ☎229-3400
女性相談	平日 9時～17時	市民交流課 ☎229-3146
外国人住民向けの相談	平日 8時30分～17時15分	商業振興労政課 ☎229-3114
産業カウンセラーによるメンタルヘルス相談(要予約)	第2金曜日、第4水曜日18時～20時	商業振興労政課 ☎229-3114

個人住民税の給与からの 特別徴収について

市民税課 ☎229-3130 FAX229-3331



特別徴収は、事業主が毎月の給与から個人住民税(個人市民税・県民税・森林環境税)を6月から翌年5月までの年12回に分けて徴収し、従業員に代わって納付する制度です。

事業主の皆さんへ

令和6年中(令和6年1月1日～12月31日)の所得に対する個人住民税の年税額について、5月15日付で各事業主宛てに特別徴収税額の決定通知書を書面または電子データで通知します。通知書には、6月以降に従業員の給与から徴収する税額と、その合計額などが記載しています。納税義務者(従業員)用の通知書は、開封せずに従業員に配布してください。

なお、退職などの異動があり、特別徴収できなくなつた従業員がいる場合、同封の冊子「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収のご案内」の中の「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入して市民税課へ提出してください。届出書は市ホームページからもダウンロードできます。

市民人権講座の 受講生を募集

人権課 ☎229-3165 FAX229-3366

内容・講師	と き	定員(先着)
「そっとやさしく」 長島りょうがんさん(みえ生涯学習ネットワーク委員長)	6月3日(火) 18時～19時10分	各35人
「もう一度、考えてみませんか?インターネットのこと」 中村尚生さん(反差別・人権研究所みえ調査・研究員)	6月10日(火) 18時～19時	

ところ 津リージョンプラザ第2会議室

申し込み はがき、またはファックス、Eメールで受講希望日、住所、氏名、電話番号を人権課(〒514-8611 住所不要、✉229-3165@city.tsu.lg.jp)へ
締め切り 5月23日(金)必着

